

新規収載項目のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発1002第1号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目が一部変更されましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

■保険収載内容 一部変更項目

「保医発1002第1号」				適用日 令和2年10月2日
検査項目名	実施料	判断料	診療報酬点数表区分	備考
SARS-CoV-2 核酸検出	検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合 :450点×4回分 それ以外の場合 :450点×3回分	微生物学的検査 150点	「D023」 微生物核酸 同定・定量 検査の12	SARS-CoV-2核酸検出は、国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2の検出（COVID-19の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合又はCOVID-19の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合に限り算定できる。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。なお、検査に用いる検体については、 厚生労働省の定める新型コロナウイルス感染症の検査に係る指針 を参照すること。 ～省略～

※下線部が変更されました。

詳細につきましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第1版）」をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000678571.pdf>

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。